

# 1 2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

開 催 年 月 日	平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日 (木)
開 催 日 時	午後 3 時 0 0 分
開 催 場 所	市役所別館 3 階会議室
出 席 委 員	委 員 長 永 山 真 江 職務代理者 諫 本 憲 司 委 員 田 島 み き 委 員 岡 部 博 昭 委 員 佐 藤 る り 委 員 木 下 靖 郎 教 育 長 三 笥 眞 治 郎
出 席 参 与	教 育 次 長 高 倉 謙 市 教 育 総 務 課 長 高 瀬 享 学 校 教 育 課 長 中 島 靖 彦 社 会 教 育 課 長 田 中 孝 明 文 化 財 保 護 課 長 柴 尾 健 二 博 物 館 長 財 津 光 和 咸 宜 園 教 育 研 究 セ ン タ ー 長 池 田 寿 生 淡 窓 図 書 館 長 安 養 寺 雄 二 兼 世 界 遺 産 推 進 室 長 学 校 給 食 課 長 池 永 晃 人 権 ・ 同 和 教 育 室 長 伊 藤 伸 也
書 記	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 主 幹 ( 総 括 ) 福 井 龍 太 郎
附 議 議 案	議案第 99 号 日田市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則につ いて 議案第 100 号 日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正につ いて 報告第 34 号 平成 27 年 11 月期寄附採納について 報告第 35 号 日田市立中学校教職員の不祥事について 報告第 35 号 平成 27 年度日田市児童生徒の体力・運動能力調査結 果について 報告第 37 号 日田市複合文化施設「愛称」・「ロゴマーク」の募集 について

永山委員長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから、12月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>最初に、前回の議事録の確認をします。</p> <p>11月の定例教育委員会の議事録について、変更、修正などはありませんか。（「ありません」の声あり）</p> <p>では、本会議終了後に、署名をお願いします。</p> <p>では、次に教育長から報告事項があればお願いします。</p>
教育長	<p>まず小中学校の子供たちの様子ですが、本日までに全ての小中学校で一学期の終業式が終わり冬休みに入るところでございます。</p> <p>終業式では、二学期に行われました学校行事、あるいは学習面、スポーツ面、文化面など子供たちが頑張ったことについて、学校長より話があったことと思います。また冬休み時の事故防止、あるいは生活について、担任の先生から話があったということを耳にしております。</p> <p>二学期の子供たちの活躍したことの中に、先般、県大会や九州大会で金賞を受賞しておりました日隈小学校の金管バンドでございますが、12月19日に埼玉県で行われました全国大会に4年生から6年生まで43名が出場しておりました。その大会で銀賞を受賞したと報告を受けております。学校長からの報告では、九州大会のときよりもさらに上達をし、心のこもった迫力ある演奏ができたということで、子供たちはもとより、応援に駆けつけた保護者、関係者の皆様を初め、大変感動して、皆さん大泣きしたと聞いております。レベルの高い全国大会で、しかも初出場での銀賞受賞ということで、全校児童、それから育友会、地域の皆様も大変喜んでおられると伺っています。</p> <p>この件に関しては、日田市の代表として、子供たちがこれだけ活躍をしてくれるのは大変うれしいことでありましたが、これまで、文化活動での全国大会出場に関する市の補助規定がございましたので、全国大会の参加は多額な費用がかかることから、今回の出場に際しましては、市教委としましても何らかの補助ができないかということで、担当の企画振興部の文化振興課、あるいは原田市長にもお願いをしまして協議をしていただいたところでございます。特例として、今回は補助を行うという市長の判断をいただきまして、保護者の負担軽減がなされたところでございます。</p> <p>今後は、文化活動で全国大会出場などにつきましては、スポーツの補助規定に準じて、企画振興部の文化振興課が今後検討を行うということになりますので、この件もあわせて報告をしておきたいと思っております。</p>

<p>永山委員長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第99号について、説明をお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第99号日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則について、教育総務課より説明をいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>お手元にお配りをしております別紙1をお願いいたします。議案第99号日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を、次のように定めるものでございます。</p> <p>ここで、この規則のもとになっております条例について、経過を説明させていただきます。</p> <p>11月定例の教育委員会で、日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御議決いただきまして、21日に閉会いたしました第4回市議会定例会でも賛成多数で御議決をいただいたところでございます。</p> <p>この条例は、番号、いわゆるマイナンバー制度の中で市町村が独自に個人番号を利用する、いわゆる独自利用事務、それと同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用、いわゆる庁内連携と申しますがそれと、他の機関、ここでいいますと日田市の市長部局から教育委員会への特定個人情報を提供することを可能にするということを決めたものでございました。</p> <p>教育委員会に関する部分でございますが、教育委員会では独自に個人番号を利用する独自利用事務といたしまして、まず1番目が奨学金の貸与に関する事務、2番目が小中学校に在学する児童生徒に対する就学援助に関する事務、そして3つ目に小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒への就学補助の3つがございました。さらに、これらの個人情報は教育委員会では保有をしておりませんので、市長部局が教育委員会へ特定の個人情報を提供することが可能となる条例を前回定めていただいたところでございます。</p> <p>そこで、今回議案として上げさせていただきましたこの議案第99号ですが、1ページの第1条をごらんください。趣旨は、日田市</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関し必要な規則を定めるものでございます。

3条から第13条は市長部局に関するものでございますので、省略をさせていただきます。

第14条は、別表の第1、別表の第1といたしますのは、日田市が独自に行う14項の事務の内容でございますが、その12番目に日田市奨学金に関する条例で、貸与者対象者の認定に関する事務、これが第14条に該当いたします。

第15条は、同じく教育委員会の独自利用事務のうち、日田市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒への就学援助を行うための事務でございます。

第16条は、児童生徒への就学援助を行うための申請書の受理、その申請に係る審査などの事務でございます。

2ページをござらんください。

第26条は、国の法律、ここでは学校保健安全法で定められた医療費の支給に関する事務でございます。

そして、第54条から5ページの第60条までは、独自利用事務として教育委員会の行う、先ほど御説明いたしました奨学金の貸与に関する事務、児童生徒に対する就学援助に関する事務、特別支援学級に就学する児童生徒への就学援助に関する事務のうち、市長部局から関係機関連携として提供をしていただく特定個人情報をそれぞれ定めたものでございます。

この規則は平成28年1月1日から施行させていただきますが、具体的にどのように変わってくるかと申しますと、勉強会でも少し御説明をさせていただきましたが、就学援助、あるいは奨学金の申請に必要な書類の中で該当する本人、あるいは同一世帯にいらっしゃいます御両親、あるいはおじいちゃん、おばあちゃん、兄弟の方のマイナンバーを申請書に記入をしていただくこととなりますので、あわせてその申請様式もここで規則と合わせて別表の中で整理をさせていただきますというものでございます。

説明は、以上でございます。

永山委員長

はい、ありがとうございました。

議案第99号について、御意見、御質問などありましたらお願いします。御意見、御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、議案第99号につきましては、原案のとおり可決いたします。

<p>教 育 長</p>	<p>では、続きまして、議案第100号についてお願いします。</p> <p>議案第100号日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正について、学校教育課より説明いたします。</p>
<p>学校 教育 課 長</p>	<p>学校教育課でございます。</p> <p>議案集の1ページになります。</p> <p>議案第100号日田市立学校児童生徒就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>今回、これまで入学後7月に支給を行っておりました新入学学用品費について、本来必要とする3月に支給を行うよう、規程の一部改正を行うものです。</p> <p>表につきましては、右側が改正前、左側が改正後となり、改正する情報のみ記載をしております。</p> <p>まずは、第1条の就学援助の目的でございます。今回、学校就学前に入学準備金を支給することから、日田市立小学校に在学する児童生徒に、入学予定者を対象に加えるもので、表左の下線のとおり、「経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒（法第18条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」で日田市立小中学校に在学するものをいう。以下同じ。）又は入学予定者（翌年度の日田市立小中学校の入学予定者で日田市に住所を有する者をいう。以下同じ。）の保護者に対し、就学に必要な援助を与え」と改正するものです。</p> <p>次に2ページになりますが、第2条の支給を受ける資格についても、在校生に加え「入学予定者」を対象に加えるもので、「この規程により就学援助の支給を受けることのできる者は、日田市に住所を有する児童生徒又は入学予定者の保護者」と改正するものです。</p> <p>第4条につきましては、援助の範囲及び方法でございます。</p> <p>(4)のとおり、従来、右の表にあります「学用品代」とありましたものを、左の表の下線部のとおり「学用品費」と改正するものです。</p> <p>第5条については、申請に関する内容です。申請時期や提出先についてでございます。</p> <p>右側の表の改正前の項目に、入学準備金に関する申請時期及び提出先を加えるもので、表の左の下線「ただし、入学に伴って必要となる学用品費（以下「入学準備金」という。）については、教育委員会が指定する日までに就学援助費（入学準備金）支給申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。」と追記しております。</p>

次に、第6条については、支給の決定及び通知についての規定でございます。

まず、第1項は、支給の決定時期についてです。従来の支給の決定は、7月末日までに援助対象者の決定をしなければならないと定めておりますが、入学準備金については、2月末から3月に支給を行うことから、表左の下線「ただし、入学準備金の申請については、2月末（転入学による者についてはその都度）までに決定するものとする」と文言を追記しております。

第2項については、決定の通知について定めたもので、就学援助は基本保護者から学校を通じて支給費申請を行い、また市教委から学校を通じて保護者へ通知を行います。表左下線のとおり、「ただし、入学準備金については、教育委員会から保護者に通知するものとする」とし、直接市教委と保護者とのやり取りとするものです。

また、あわせまして、入学準備金に関する申請書が第2号様式に新たに追加になることから、各種様式の番号の改正を行うもので、就学援助費年間支給計画通知書「(様式第2号)」を「(様式第3号)」、就学援助費支給決定通知書「(様式第3号)」を「(様式第4号)」に改正をいたします。

次に、4ページになります。

第7条、援助費の支給についてです。

まず第1項については、支給先について入学予定者を対象とするもので、表の右、改正前の「援助費は、児童生徒の在学する学校の校長を経て支給する。ただし、必要により直接保護者又は援助事項等によって発生する債主等に直接支給することができる」に、左に表の下線部分の「児童生徒及び入学予定者」の文言を加えるものです。

続いて、第2項は、援助費の支給対象期間についての規定です。

「援助費の支給対象期間は、当該学年の初日（5月以降に就学援助を受けようとする児童生徒の保護者においては、申請のあった日に属する月）から当該学年の末日までとする」となっており、この部分に入学準備金についての期間を定めるもので、下線部の「ただし、入学準備金については、教育委員会が入学予定者の入学準備金の支給を決定した日から入学式の前日までとする」を追加し、入学準備金につきましては、入学式の前日までの期間を対象とするとしたものでございます。

第3項は、援助費を学校給食費や学級費へ直接充当できるという内容でございますが、入学準備金については該当しないことから、表右の「校長は、保護者の承諾を得たときは、援助費の支給に際

	<p>し、援助事項に係る学校納入金を差し引くことができる」に、左表下線の「(入学準備金を除く)」にするものです。</p> <p>第4項については、「校長は、当該年度における援助費の支給終了後、速やかに就学援助費個人支給明細書(様式第4号)を教育委員会に提出し、当該援助費の支給の確認を受けるものとする」となっておりますが、第3項と同様に、入学準備金は該当しないことから、表左の下線のとおり、「入学準備金を除く」の文言を追加し、用紙の番号を「(様式第4号)」から「(様式第5号)」に改正するものです。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、議案第100号について、御意見、御質問などお願いします。</p>
諫本委員長 職務代理者	<p>入学準備金を必要な人に事前にお渡しができるということで、実情に合った改正で良いと思いますが、他市町村の状況は、わかりますか。</p>
学校教育課長	<p>大分県内では、このように入学の前に準備金を支給しているところはございません。他県では、福岡市などが行っておりますが、大分県内では今回初めてでございます。</p>
諫本委員長 職務代理者	<p>はい、わかりました。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。</p>
木下委員	<p>3ページの第6条の支給の決定についてですが、現行では審査は次年度の所得が基準になっていると思います。改正後は前年度の所得が基準になるとお聞きしましたが、それによって現行では支給対象であった方が改正後に対象にならない、またはそれとは逆の事象が、あり得るのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>確かに、その年の所得によって申請、判定をいたしますので、所得の変化によるということはあるかもしれません。ただ、今回の場合はあくまで入学準備金について限ったところだと審査が、いわゆる前年度の部分になりますので、また入学準備金以外の就学援助費につきましては、従来どおりに年を越してまた申請するようになります。</p>

	<p>ますので、そこでの均一性といいたいまいしょうか、統一性は取れるかと思ひます。準備金について若干前年と違ひが出てくることは、これやむを得ないところかと思ひております。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。よろしいですか。</p> <p>1つ教えてください。最後の方を見ると、これは一旦学校が立てかえるというか、学校で支払って、それを後で学校から教育委員会に請求するという形になるんでしょうか。4ページの第7条の4項のところに、校長が支給終了後明細書を教育委員会に提出し、とあるところですか。</p> <p>下から3番のところには、例えば保護者の承諾を得てそこから納入金を差し引くことができるかとあるので、教育委員会から一旦、例えば学校に渡して、学校経由で支給するという事なんでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>学校が立てかえるということにはなりません。</p> <p>済みません、後で確認をさせていただきます。</p>
永山委員長	<p>少しわかりにくいと思ひましたので、また後で教えてください。</p> <p>そのほか、御意見、御質問ありませんか。</p>
佐藤委員	<p>入学準備金の金額についてですが、自分の子供が中学校に入学するときは、制服、カバン、自転車、それから部活動関係のユニフォーム等でかなりの金額がかかったんですが、この金額の見直してというのは何年に一回ぐらいあるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>見直しが何年に一回か、ということについては、また後で回答させていただきます。ただ、かかったお金を全額こちらのほうで支給いたしますよという考え方ではなく、市でも補助をいたします、準備をいたしますというような考え方になっております。</p>
佐藤委員	<p>わかりました。</p>
教育総務課長	<p>今ちょっと学校教育に行って確認をしたんですが、担当者が本日休んでおられて、お金の流れは学校教育課が必要な手続を全部行いまして、保護者の通帳に直接市のほうから振り込んでおります。ですから、ここでいう学校の校長を経て支給するというふうにはなっておりません。ただ、恐らく、要領でこういうふうに書いておるのは、これ私のちょっとまだ推測ではあるんですけども、何らか</p>

	<p>の理由があって、要領だけはこういうふうにしておるんじゃないかなろうかといいますのが、その下のほうに書いているところがありますけども、第7条の改正後の7条の第3行目ですね、債主等に直接支給することができる、いわゆる給食費とか本来払わないといけない部分を払っていなかったがために、この就学援助でお支払する給食費とか日用品費からそういったものを差し引いて保護者に払ったりするとかという場合がありますので、恐らくその部分を含めてこういうふうな要領にしておるんじゃないかなろうかと、今ちょっと推測したところなんですけど、詳しくは、もう一度調べさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。</p>
永山委員長	<p>はい。また、別に急ぐ話じゃないんですけど、もしそれが実情に合っていないのであれば、ちょっと見直しも含めてまた今度詳しく教えてください。</p>
教育総務課長	<p>いわゆる今回改正した入学準備金は直接申請書は市のほうでやり取りしますが、それ以外の日用品費とか学用品費というのは、保護者から学校長を経由して学校教育課のほうに申請書が流れてきて、決定通知も学校長を通じて保護者の方に対応するような格好になっております。少し調べさせてください。</p>
永山委員長	<p>はい。わかりました。ありがとうございました。 ほかに、御意見、御質問はありませんか。</p>
岡部委員	<p>入学準備金として事前に払うようになったということは、大変いいことだと思います。大分県でも初めてということで、ですから手続上は、いい方法に変えれば良いと思いますので、内容は大変いいことだと思っております。</p>
永山委員	<p>ありがとうございました。 ほかにありませんか。よろしいですか。 (「ありません」の声あり) では、議案第100号につきましては、原案のとおり可決いたします。 では、報告事項に入ります。 報告第34号についてお願いします。</p>
書記	<p>それでは、報告第34号でございます。議案集の5ページをお願いいたします。</p>

	<p>報告第34号平成27年11月期分の寄附採納についてでございます。地区寄附が3件ございました。</p> <p>まず最初ですけれども、東部中学校育友会様から東部中学校へパイプ式テント3張、37万8,000円相当を贈っていただいております。</p> <p>次に、五反田胃腸科外科病院様から若宮小学校へ図書購入費として10万円を御寄附いただいております。この御寄附につきましては、平成13年から毎年いただいているところでございます。</p> <p>続きまして、おおくら歯科医院様から、若宮小学校へ朝日写真ニュース1年間分、5万4,000円相当を御寄附いただいております。この御寄附につきましても、平成23年から毎年いただいているところであります。</p> <p>11月につきましては、以上3件といただいております、金額が10万円と物品相当額が43万2,000円で、合わせまして53万2,000円の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第34号につきましては、以上でございます。</p>
永山委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>報告第34号寄附採納について、何か御質問などはありませんか。</p>
諫本委員長 職務代理者	<p>五反田病院さ胃腸科外科病院さんは、今、名称が五反田病院になっておられます。確認をお願いします。</p>
書記	<p>確認をさせていただきます。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。 （「ありません」の声あり） それでは、報告第35号についてお願いします。</p>
学校教育課長	<p>報告第35号日田市立中学校教職員の不祥事についてでございます。別紙2をご覧ください。</p> <p>まず発生日時でございますが、平成27年12月9日、7時30分でございます。当事者は、日田市立中学校教職員（29歳・男性）でございます。非違行為の種別は、道路交通法違反（無免許運転）及び道路運送車両法の違反でございます。</p> <p>非違行為の概要でございます。男性教諭は、再三、教頭や事務職員から自家用車登録申請書に添付する自動車運転免許証及び自動車検査証の写しを提出するよう口頭、文書で指導を受けていたにもか</p>

	<p>かわらず提出しておりませんでした。その間、自動車運転免許証（有効期限平成27年6月28日）と自動車検査証（有効期限平成27年4月8日）の期限が切れたまま、平成27年12月7日（月曜日）まで自家用車を運転しておりました。</p> <p>当該学校の対応でございますが、12月13日（日曜日）に育友会役員会の開催いたしました。翌14日（月曜日）に全校集会を開催し、校長から説明、15日（火曜日）に保護者の全体説明会及び担任学級の保護者説明会を開催しております。</p> <p>市教委の対応でございますが、事件発覚後、直ちに全教職員の自家用車登録申請書及び添付文書の確認をいたしました。他の教職員については、添付文書の有効期限等問題はございませんでした。報道対応として、12月11日（金曜日）16時より緊急記者会見を行いました。また、当該校には、日田市教育センター臨床心理士の派遣に係る対応を行っております。さらに日田市立小中学校全教職員緊急集会による綱紀粛正の徹底を行っております。14日（月曜日）に三隈中学校体育館で中学校教職員を対象として、15日（火曜日）に咸宜小学校体育館にて小学校教職員を対象にした緊急集会を開催したところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>報告第35号について、何か御質問などありませんか。よろしいですか。</p>
岡部委員	<p>忘れることは誰でもあると思いますが、再三の注意に従わなかったのはなぜか本人は何と言っているのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>本人は、自分の目の前の仕事を優先し、それを後回しにしていたという本人の弁でございます。通知もすぐに机の引き出しの中に入れていたようです。</p>
永山委員長	<p>子供たちが提出物を出さなかったら、先生たちは叱るのに先生が半年間の間、言われたものを出してなかったっていうのがとても不思議で仕方がないですね。特に、ちょっとした提出物ではなくて、こういう免許とか車検とかこういう大事なものですので、提出の期日を守らないのであれば自家用車ではもう通勤できません、というようなことはできないんですか。</p>
学校教育課長	<p>今回は、やはり徹底ができなかったことというのが一番だと思います。</p>

<p>諫本委員長 職務代理者</p>	<p>ます。</p> <p>それから、車検証、それと運転免許証写しでございますが、一つは通勤のときに使うためにこれを出しているわけではありません。出張のためでありまして、提出していない職員については乗ってはいけないということは、学校長としては言うことができます。実際に、今回の緊急集会の中で校長先生がこういう御意見を言いました。例えば、車検に出して代車で来られとき、車が違うので、出張命令はできません、というような校長先生もおられます。そういうふうに厳密にしていれば、今回の件は出なかったと把握しております。</p> <p>普通に皆さん車検が近づいてくれば、車検のシールも貼ってますけど、何らかのことでそれを知ったり、先生方にこういう手続を取るの写しを提出してください、ということと言われることは、車検が迫ってるんだというように感じるのではないかなと思うんですよ。手続が遅れたということは誰でもあるかもしれませんが、それが気づかず半年ぐらい過ぎること自体が、やはりちょっと不自然かなという感じがします。先生方は、その通知が車検なり免許証の期限が来ているということをおわかりになるのでしょうか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>おっしゃるとおり、普通の方でしたらそういう督促が来れば自分は有効期限が切れたんだ、提出しなければいけなと把握して提出しますし、自分で更新をして自分から出すのが本当ですから、そういう形になっているのが当たり前だと思います。ただ、この教員につきましては、そういった意識が全くなく、本人も有効期限が切れていたということに気づかなかった。気づいたのは、12月のこの日であったと言っています。</p>
<p>岡部委員長</p>	<p>期限前に提出するのが当たり前ですね。それができなくて、何度注意されて催促されても従わない。それは大切な問題ですよ。目の前にはたくさん仕事があっても、それよりも先にしなければならないということが本人がわかってないですね。教員ですから、やはりそれは大きな問題であると思います。提出したら期限が切れていた、その次がまた考えられないようなことがあるわけで、半年間でこれは放ったらかしにされているんですね。校長はもっと強い指導ができないものでしょうかね。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>この件につきましては、学校長への報告がなされておられませんで</p>

<p>永山委員長</p>	<p>した。学校長がこのことを聞いたのは、12月9日、この日でございます。そこにも大きな課題、問題があります。</p> <p>ほかにありませんか。よろしいですか。  （「ありません」の声あり）  では、報告36号についてお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>報告第36号平成27年度日田市児童生徒の体力・運動能力調査の結果についてでございます。</p> <p>議案集の6ページをごらんください。</p> <p>この体力・運動能力調査は、現在各学校で生徒の体力や運動能力を把握するために1学期中に全ての小中学校の児童生徒全員が実施しているものでございます。よくスポーツテストと言われるものでございます。また、運動習慣や生活習慣を調査する質問紙も同時に行っております。種目は、そこにありますように、握力や上体おこしなど、8つの種目がございます。結果を見る場合には、各学年、年齢の男女ごとの集計によって、その学年の男女がどういう状況にあるのか、全国の水準と比べてどうなのかを把握するようにしております。</p> <p>6ページの表にございますけども、まず丸で示しております種目は、市の平均値が全国を上回るもの、わかりやすくいいますと、同等以上のものと御理解を下さい、を示しております。丸が非常に多いと感じると思いますが、小学校では、96項目中85項目、88.5%が全国以上もしくは同等以上の結果となっております。特に、「握力」、「長座体前屈」、「反復横飛び」、「20mシャトルラン」、「立ち幅とび」は全ての学年男女で全国平均値を超えております。ただし、「50m走」だけは一部の学年を除いて全体的に低い結果となっております。</p> <p>中学校につきましても、同じように見えますと、丸で示しております種目が48項目中38項目、79.1%が全国以上もしくは同等以上の結果となっております。「長座体前屈」と「20mシャトルラン」、「ボール投げ」の3種目全ての学年男女で全国値を超えております。ただし、これも小学校と同じですが、「50m走」が全体的に低くなっております。</p> <p>また、色つきの種目は日田市の前年度の平均値を上回った種目でございますが、昨年度の結果と比べてみましても、小学校で76%が、中学校でも59%が昨年度を上回っており、これもよい結果、向上しているというふうに捉えております。</p> <p>下段のグラフは、日田市と大分県における全国平均達成率の経年</p>

	<p>変化でございます。小学校男女、中学校男女の4領域で経年変化を示しておりますが、どの領域でも県平均より高いこと、また右肩上がりになっていること等、取り組みの成果が出てきていると考えております。</p> <p>現在、各学校では、1校1実践といまして、各学校や体力向上に向けて、この取り組みはやっていきましょう、最低1つは決めてやりましょうということを決めて実践をしております。この取り組みの確実な定着があってこのような成果が出ていると考えておりますので、今後も体育主任、あるいは学校で体力向上プロジェクトチームもありますので、その会議等、チーム等を活用しながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>なお、詳細な結果につきましては、別紙の資料がございますので、そちらのほうで御確認いただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>報告第36号について、御質問などありませんか。</p>
岡部委員	<p>質問です。中学生の部活動、運動部の加入率というのは、市全体の状況はわかりますか。</p>
学校教育課長	<p>今ここで手持ちの数字はありませんが、大分県、日田市は非常に高いです。運動部活動に入っている子供たちの割合は高くなっております。</p>
岡部委員	<p>資料の8ページの生活習慣のところですが、学校の給食を残す割合というのは、小・中学校はどういう状況でしょうか。</p>
学校給食課長	<p>ただいま資料を持ち合わせておりませんが、中学生の場合、特に今お話がありましたように、部活動をやっている男の子については、非常に喫食率がいいというふうにお聞きしております。ただ、女の子の方が若干残す率が高いというような状況はございます。数字的なものは、今、持ち合わせておりませんが、おおよそそういった状況になっております。</p>
教育次長	<p>補足でよろしいでしょうか。先日、議会の一般質問でもそういった残菜物という食べ残しの関係の質問がありました。今の場所で学校給食センターが操業を始めたときは2桁台ぐらいの食べ残しがあったものが、最近では、1桁ぐらいに、かなり改善されていると</p>

	<p>聞いております。ただ、全国平均から見ると若干高めだったと記憶しております。数字を持ち合わせておりませんが、以前に比べればかなり改善されてきていると確認しております。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。</p>
田島委員	<p>8ページの運動生活習慣のところの「意欲的な姿勢で学校生活は楽しい」では「楽しい」のパーセンテージが、小学生でも中学生でももうほぼ9割、中学生は特に9割、小学生では85前後といった大変すばらしいアンケート結果になっておりますが、これは今回この体力調査をしたときのアンケートか何かによるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>ここに出ている数字につきましては、今回のスポーツ、体力能力テストのときに答えた質問書です。</p>
田島委員	<p>大変すばらしいと、とてもうれしく思います。 また自分が力を伸ばそうと努力しているかということも、充分高い数値が出ているので、とてもこの結果はうれしいことだと思います。</p>
学校給食課長	<p>先ほどの残菜の件ですが、先ほど教育次長が申しあげました給食センターができてからの状況ですが、平成12年にあの市立センターができております。当時、小学校の主食のごはんが11.8%の残菜率でありましたが、現時点、平成26年度の15年目では5.4%まで引き下がっております。 それから中学校の主食のごはんですが、これが当時は20.2%だったのが、26年度現在で6.5%に下がっているという状況でございますので、かなり残菜率については全体的に右肩下がりということで良くなっている状況でございます。 以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ほかにありませんか。よろしいですか。 (「ありません」の声あり) では、次に報告第37号お願いします。</p>
社会教育課長	<p>続きまして、報告第37号日田市複合文化施設「愛称」・「ロゴマーク」の募集について、御報告を申し上げます。 資料の7ページからでございます。 現在、改修工事を進めております複合文化施設は、来年8月の開</p>

	<p>館予定になっておりまして、その整備に合わせまして市民の皆さんに愛され、親しまれる「愛称」・「ロゴマーク」を募集するものがございます。</p> <p>応募につきましては、愛称、ロゴマークともに1人1点とし、どなたでも応募ができるという形でございます。応募期間につきましては、来年1月6日（水曜日）から1月29日（金曜日）の間でございます。</p> <p>この審査に当たりましては、選考委員会を組織し、選考を行っていくものでございます。選考委員といたしましては、教育委員長と社会教育委員長、博物館協議会、所蔵美術品等保存委員会、中央公民館運営審議会など、各団体の代表の方に御依頼を行うものでございます。</p> <p>選考結果につきましては、ホームページや広報等でお知らせをし、最優秀賞の方に対しましては、副賞の記念品贈呈、開館記念式典での表彰を行うものでございます。</p> <p>応募箱の設置といたしましては、各振興局、公民館、市役所を三日以内窓口、社会教育課のほうに設置をいたすものでございます。</p> <p>なお、資料の8ページ、9ページにつきましては、応募用紙の様式のほうを添付をいたしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>報告第37号について、御質問などありませんか。</p>
諫本委員長 職務代理者	<p>「愛称」・「ロゴマーク」募集はいいんですが、けど、この募集についてというこの1枚の紙がありますよね。これ博物館にしても美術品展示施設にしても、また総合的なものにしても、例えば「にぎわいのある」という言葉などが基本計画にありましたが、こういう博物館、美術館を目指します、という内容があったと思います。ですから少なくともそういう情報は皆さんにお知らせをした上で、募集したほうがいいのではないかなと思います。いかがですか。</p>
社会教育課長	<p>8ページ、9ページが実際の応募用紙でございまして、こちらのほうには日田市複合文化施設の「愛称」・「ロゴマーク」の募集ということで、9ページになりますけども、今回の博物館とか美術品、それから展示施設の機能を兼ね備えた、社会教育の拠点となる複合文化の整備ということなどを書いております。</p> <p>それから、「愛称」の、9ページの右のほうになりますが、「愛称」の応募用紙ということで、博物館、同じような内容なんです</p>

<p>諫本委員長 職務代理者</p>	<p>が、博物館と美術の展示施設、これを兼ね備えた複合文化施設という ことで記載をしております。ただ、委員の方が言われました内容 につきましては、かなりなちよっと内容も多くなりますので、ホー ムページから見ていただくなど、そういったことをこちらの方とし ては考えておる次第でございます。</p> <p>また、応募箱を設置しているところには、そういった情報として 当初の基本方針とか基本計画がございますので、そういったものは 同時に備えつけというような形にはしていきたいと考えています。</p> <p>そういった案内でもいいと思います。詳しくは、ホームページを 見てくださいというようなことでもいいと思いますので、お願いし ます。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>決定は、いつ頃を予定しているんですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>2月の上旬から中旬にかけて審査を行いまして、最終的には2月 の下旬にはそれぞれ最優秀賞1点ということで決定していきたいと 考えております。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>わかりました。ほかにありませんか。よろしいですか。 (「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、次に行きます。6番、その他、1月定例教育委員会会 議の日程についてお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>1月定例教育委員会でございますが、年が明けまして1月28日 が木曜日になります。午後3時からお願いしたいと思いますので、 日程調整をよろしくお願いいたします。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>28日、午後3時からですね。よろしく申し上げます。 その他、連絡事項などありませんか。よろしいですか。委員さん 方から何かありませんか。よろしいですか。 (「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、そのほか御意見がなければ、これで終わります。 では、皆様、これで12月期定例教育委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後3時56分</p>